

358

D165

令和6年8月31日

三重県知事 一見 勝之 様

津市河芸町東千里175番地2

医療法人 大杉歯科医院

理事長 大杉 和司

059(245)5358



決 算 届

令和5年7月1日から令和6年6月30日までの決算を終了したので、
医療法第52条第1項の規定により届出します。



事業報告書
(自 令和5年 7月 1日 至 令和6年 6月30日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人 大杉歯科医院
- ① ☐ 財団 ☒ 社団 (☐ 出資持分なし ☒ 出資持分あり)
- ② ☐ 社会医療法人 ☐ 特別医療法人 ☐ 特定医療法人
- ☐ 出資額限度法人 ☒ その他
- ③ ☐ 基金制度採用 ☒ 基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 三重県津市河芸町東千里175番地2
- (3) 設立認可年月日 平成 5年11月22日
- (4) 設立登記年月日 平成 5年11月25日

2 事業の概要

- (1) 本来業務（開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種 類	施設の名称	施設の医療機関コード 又は介護事業所番号	開 設 場 所	許可病床数
診療所	大杉歯科医院	2430505475	三重県津市河芸町東 千里175番地2	一般病床 0床 療養病床 0床

- (2) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項
- 令和 5年 8月26日 令和4年度決算の決定
- 令和 6年 6月30日 令和6年度の事業計画及び収支予算の決定
- ” 令和6年度の借入金額の最高限度額の決定

様式2

法人名 医療法人 大杉歯科医院
所在地 津市河芸町東千里175番地2

※医療法人整理番号 0165

財産目録				
(令和6年6月30日現在)				
1. 資産	額	315,298	千円	
2. 負債	額	228,853	千円	
3. 純資産	額	86,444	千円	

(内訳)		(単位：千円)
区 分	金 額	
A 流動資産	47,239	
B 固定資産	268,058	
C 資産合計 (A+B)	315,298	
D 負債合計	228,853	
E 純資産 (C-D)	86,444	

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地	(□ 法人所有 □ 賃借 ■ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))
建 物	(□ 法人所有 □ 賃借 ■ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

法人名 医療法人 大杉歯科医院
所在地 津市河芸町東千里 1 7 5 番地 2

※医療法人整理番号 0165

貸 借 対 照 表
(令和 6 年 6 月 3 0 日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	47,239	I 流 動 負 債	37,287
II 固 定 資 産	268,058	II 固 定 負 債	191,566
1 有 形 固 定 資 産	244,624	負 債 合 計	228,853
2 無 形 固 定 資 産	2,850	純 資 産 の 部	
3 そ の 他 の 資 産	20,583	科 目	金 額
		I 資 本 金	10,000
		II 資 本 剰 余 金	
		III 利 益 剰 余 金	76,444
		IV 評 価 ・ 換 算 差 額 等	
		純 資 産 合 計	86,444
資 産 合 計	315,298	負 債 ・ 純 資 産 合 計	315,298

法人名 医療法人 大杉歯科医院
所在地 津市河芸町東千里175番地2

※医療法人整理番号 D165

損 益 計 算 書
(自 令和 5年 7月 1日 至 令和 6年 6月 30日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	204,860
2 事業費用	214,017
本来業務事業利益	-9,157
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	
2 事業費用	
附帯業務事業利益	0
事業利益	-9,157
II 事業外収益	14,765
III 事業外費用	779
経常利益	4,828
IV 特別利益	863
V 特別損失	3,586
税引前当期純利益	2,105
法人税等	340
当期純利益	1,765

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 大杉歯科医院
理事長 大杉和司 殿

私は、医療法人大杉歯科医院の令和 5 会計年度（令和 5 年 7 月 1 日から令和 6 年 6 月 30 日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和 6 年 8 月 26 日
医療法人 大杉歯科医院
監事 内田幸穂

